

# 『この一票 県政参加の 新世紀』 岐阜県知事選挙

\*開票状況などについて、  
電話でのお問い合わせはご  
遠慮ください。

1月28日が投票日です。  
1月11日(木) 午前7時～午後8時  
1月28日(日) 午前7時～午後8時  
とき 1月28日(日) 午後8時45分～  
ところ プラザちゅうたい

投票できる人  
日本国民で、投票日に満20歳以上  
(昭和56年1月29日以前生まれ)で引  
き続き3カ月以上市内に住所がある人  
(平成12年10月10日以前に転入届を出  
した人)  
\*平成13年1月11日以降に転居した人  
は、転居前の投票所で投票してください。  
\*投票日前日までに県外へ転出した人  
は、投票できません。

県内の他市町村へ転出した人  
美濃加茂市の選挙人名簿に登録され  
平成12年9月28日以降に県内の他市町  
村へ転出した人で、新住所地の選挙人  
名簿に登録されていない人は、次のい  
ずれかの方法で投票することができま  
す。  
投票日に美濃加茂市の投票所で投  
票する。  
美濃加茂市で不在者投票をする。  
美濃加茂市選挙管理委員会へ投票  
用紙等を請求し、新住所地で不在  
者投票する。  
\*いずれの場合も、転出先の市町村長  
が発行する「引き続き県内に住所を有  
する旨の証明書」が必要となります。  
投票の前に居住地の市役所または町村  
役場の住民担当課で、この証明書を交  
付してもらう必要があります。  
\*美濃加茂市から転出後、さらに移転  
先から県内の他市町村へ転出した人  
は、投票できません。

県内の他市町村から転入した人  
平成12年10月11日以降に県内の他市  
町村から美濃加茂市へ転入した人は、  
前住所地の選挙人名簿に登録されてい  
る可能性があります。前住所地の選挙  
管理委員会へ確認してください。  
前住所地で登録されている人は、次  
のいずれかの方法で投票ができます。  
投票日に前住所地の投票所で投票  
する。  
前住所地で不在者投票をする。  
前住所地の選挙管理委員会へ投票  
用紙等を請求し、美濃加茂市で不  
在者投票をする。  
\*いずれの場合も、美濃加茂市が発行  
する「引き続き県内に住所を有する旨  
の証明書」が必要です。この証明書は  
市民課で発行します。

不在者投票  
仕事・病気・冠婚葬祭・旅行など  
で、投票日に投票所へ行くことができ  
ない人は、不在者投票ができます。  
\*印鑑は必要ありません。  
不在者投票の受付  
市役所本庁舎2階防災会議室  
期 間 1月11日(木)～27日(土)  
午前8時30分～午後8時  
各連絡所(土・日曜日を除く)  
期 間 1月11日(木)～26日(金)  
午前8時30分～午後5時  
郵便による投票  
「身体障害者手帳」「戦傷病者手帳」  
などを持っている人で、障害の程度が

重い人は、市選挙管理委員会から「郵  
便投票証明書」の交付を受けて自宅で  
郵便による投票ができます。手続きな  
どについては、市選挙管理委員会へお  
問い合わせください。  
なお、郵便投票の投票用紙等は、1  
月24日(水)までに請求してください。

投票所入場券  
投票所入場券は、1月22日(月)こ  
ろまでに自宅へ郵送します。届かない  
場合は、市選挙管理委員会までご連絡  
ください。  
投票所入場券は、1世帯4人連記に  
なっています。一人ずつ切り離し、投  
票日に投票所入場券に指定された投票  
所へ持参してください。  
投票所入場券をなくされた場合は、  
投票日に投票所で紛失した旨を申し出  
てください。再発行します。

選挙人名簿の縦覧  
期 間 1月11日(木)・12日(金)  
午前8時30分～午後5時  
・ところ 市役所総合案内所

投票所の変更  
次の投票区の投票所が変更になります。

| 投票区  | 変更前    | 変更後    |
|------|--------|--------|
| 川 合  | 川合西公民館 | 川合東公民館 |
| 山之上南 | 佐口公民館  | 本地公民館  |
| 山之上北 | 田畑公民館  | 南坂公民館  |

## 美濃加茂市 労働者住宅資金利子補給制度

美濃加茂市では、勤労者や商工業  
者を対象とした助成制度を設けてい  
ます。平成12年中に金融機関などか  
ら融資を受けた人で、この制度を希  
望される人は1月31日(水)までに、  
商工観光課へ申込みください。

商工観光課 内線262

### 勤労者住宅資金利子補給制度

市内に1年以上居住し、または市内  
の事業所に1年以上勤務会社役員等、  
経営者は除きます(している人で、市  
内に住宅を新築・購入し、住宅金融公  
庫の貸出利率を超える利率で金融機関  
から融資を受けている場合に、支払利  
子の一部を3年間補給する制度で、補  
給を受けるには、からの条件を全  
て満たす必要があります。  
補給を受けるための条件  
金融機関(銀行、信用金庫、信用組  
合、農業協同組合、信用農業協同組合  
連合会及び労働金庫)からの融資であ  
ること。

専用住宅で、床面積が50平方メー  
ル以上240平方メートル以内である  
こと。  
補助を受けようとする年の前年の収  
入が1,000万円未満であること。  
居住地の市町村税を完納していること。

補給限度額  
融資を受けた金融機関の約定利率と  
融資決定時の住宅金融公庫の貸出利率  
の差(最大2%まで)  
補給対象額  
融資額の500万円まで(500万  
円以上借入の場合でも同様です。)

\*1年目に申込みがない場合は、2年  
目以降の補給が受けられません。  
\*1年目または、最終年については、  
申請に必要な諸証明の費用が補給額を  
上回る場合があります。  
\*諸証明費用(市及び法務局美濃加茂  
支局の場合、H12.12現在)  
・所得証明書(一通) 300円  
・納税証明書(一税目) 300円  
・登記簿謄本(一通) 1,000円  
提出書類(申請書を除く)  
新築の場合  
雇用証明書(勤務先)・所得証明書・  
納税証明書(税務課)・融資証明書(金  
融機関)・家屋の登記簿謄本(法務  
局)・建築確認申請書の写し(建築住  
宅の場合は、必要ありません)・工事  
請負契約書(建売住宅の場合は、売買  
契約書の写し)

設備資金利子補助制度  
経営合理化のため、店舗や工場の増  
改築・改造と施設改良に伴う機械、装  
置、設備と備品の購入資金を借り入れ  
た場合に、借入金利子の一部を補助す  
る。

る制度で、補助を受けるには、から  
の条件を全て満たすことが必要とな  
ります。  
補助を受けるための条件  
市内で1年以上、各種製造・加工業  
物品販売業、その他市長において適当  
と認める事業を営営する、次の左の表  
に該当する事業協同組合、会社及び個  
人であること。

| 区分    | 資本金または<br>出資金 | 従業員数   |
|-------|---------------|--------|
| 製造業   | 3億円以下         | 300人以下 |
| 小売業   | 5千万円以下        | 50人以下  |
| 卸売業   | 1億円以下         | 100人以下 |
| サービス業 | 5千万円以下        | 100人以下 |

政府関係金融機関と県または普通銀  
行、信用金庫、信用組合からの融資で  
あること。  
市税などの滞納のないこと。  
補助限度額  
一般資金として、10万円まで(ただ  
し、公共関連事業などにより、借入れ  
をした場合は、特別資金として14万円  
まで)。  
補助額計算式  
借入金元金×1.5%最高10万円まで)

対象の基準  
・経営合理化のための店舗、工場の増  
改築と改造  
・施設改良や事業に必要な不可欠な機械  
設備、装置と備品(リース品は除き  
ます)。  
・営業用のトラック・バン(車検証に  
て確認します)  
提出書類(申請書などは除く)  
・納税証明書(税務課)・資金借入書ま  
たは金銭消費貸借契約書の写し(金融  
機関)  
店舗、工場の増改築と改造の場合  
右の書類の他に、工事請負契約書ま  
たは見積書の写し、領収書または振込  
通知書の写し  
機械設備、装置と備品の場合  
右の書類の他に、契約書または見積  
書の写し、納品請求書の写し、領収書  
または振込通知書の写し

### 岐阜県信用保証協会 保証料助成制度

市内に店舗又は事業所を持つ商工業  
者で、県信用保証協会、県と市におい  
て、小口融資を受け、県信用保証協会  
の小口保証を利用した場合に、支払保  
証料を助成する制度です。  
助成限度額  
小口融資の支払保証料金額  
提出書類  
申請書以外は、必要ありません。